

事務連絡
令和6年5月7日

各都道府県保育主幹部（局）
各都道府県私立学校主管部（局）
各都道府県教育委員会 御中
附属幼稚園又は附属幼保連携型認定こども園を置く
各国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

保育所等のホームページにおけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について
(注意喚起)

今般、保育所や幼稚園などのホームページにおいて掲載されていたこどもの性的な部位を含む画像が、第三者により性的な目的で使用される事例があるとの報道がなされています。

こどもの人格を尊重し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う場である保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設、認定こども園及び幼稚園（以下「保育所等」という。）において、施設のホームページにこどもの画像等を掲載するにあたっては、こどもの権利を守る観点から、十分な配慮が必要であり、性的な部位を含む画像等が掲載されるようなことは、あってはならないことです。

今般の事案も踏まえ、保育所等におけるこどもの性的な部位を含む画像等の掲載等について、下記のとおり注意喚起しますので、各都道府県等におかれては、内容について十分に御了知のうえ、域内の市町村への周知を行うとともに、域内の保育所等に対して、適切に注意喚起されるようお願いいたします。

記

- 保育所等において、こどもの性的な部位（※）を含む画像等を、ホームページ等に掲載するなどして不特定・多数の者が閲覧可能な状態にすることは、こどもの権利を守る観点から問題であるため、各保育所等において改めてホームページ等を確認し、そうした画像等が残っている場合には、至急削除をされたい。

（※） 性器・肛門・これらの周辺部、臀部又は胸部

- なお、「刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について」（令和5年7月13日こ成基第65号子ども家庭庁成育局長通知）において、「正当な理由があつて撮影されたものであつても、撮影者や掲載者の意図にかかわらず、わいせつな目的で利用される場合があることに十分に配慮し、その態様や閲覧可能な者の範囲等が適切なものとなるよう特に慎重に検討する必要がある」こと等を示しているところであり、不特定・多数の者が閲覧可能な状態にしないことはもとより、その保育所等のこどもの保護者に閲覧できる者が限定される場合等を含め、不適切な使用がなされないようにすること。

(別添)「刑法の改正等に伴う保育士の欠格事由の追加等について」（令和5年7月13日こ成基第65号子ども家庭庁成育局長通知）

【下記を除く本件の保育所等に関する問合せ先】

- 子ども家庭庁成育局保育政策課 企画法令第一係
TEL：03-6858-0058

【令和5年7月通知についての問い合わせ先】

- 子ども家庭庁成育局成育基盤企画課
TEL：03-6861-0054

【本件の幼稚園に関する問合せ先】

- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 企画係
TEL：03-6734-3136